

新たな地域福祉保健計画の策定について

1 目的

文京区基本構想で掲げた分野ごとの将来像の実現に向けて、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後の福祉保健施策の方向性を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 計画の位置付け

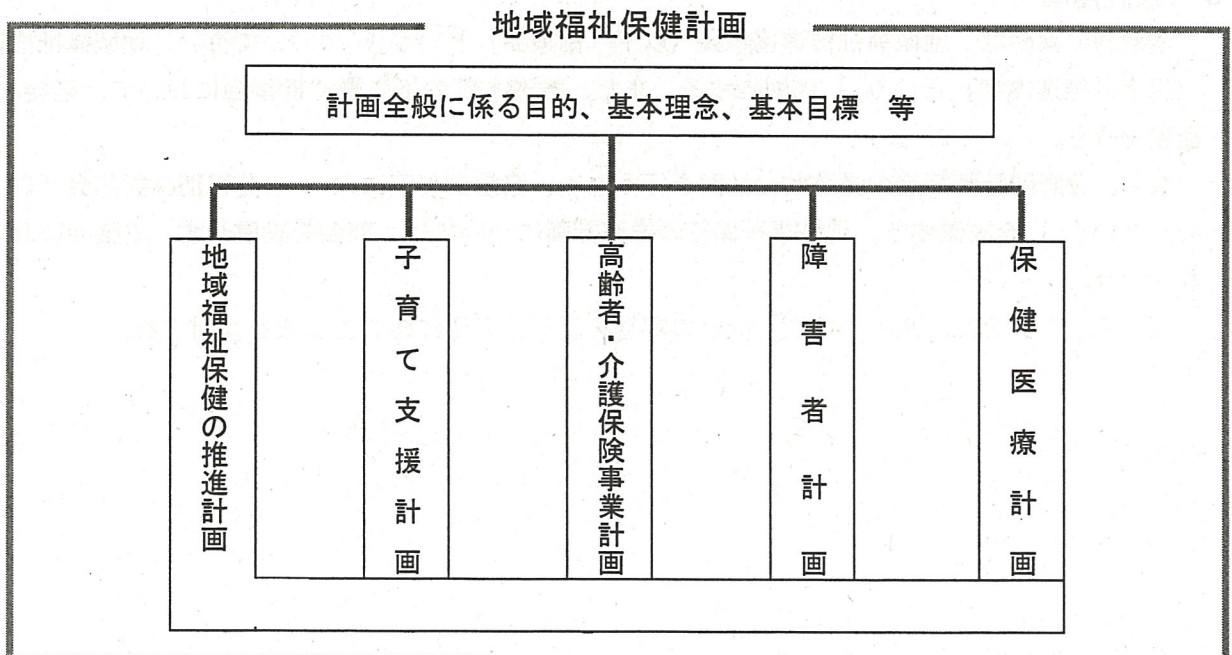
本計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法117条	
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の19第1項	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条	

3 計画の構成

計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、5つの分野別計画で構成する。

なお、「地域福祉保健の推進計画」は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた計画とする。



4 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とする。

ただし、分野別計画のうち、「保健医療計画」については、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年とする。

また、「子育て支援計画」については、平成 27 年度から平成 31 年度までの計画であるため、他の分野別計画との調整を図り、必要に応じて改定を行う。

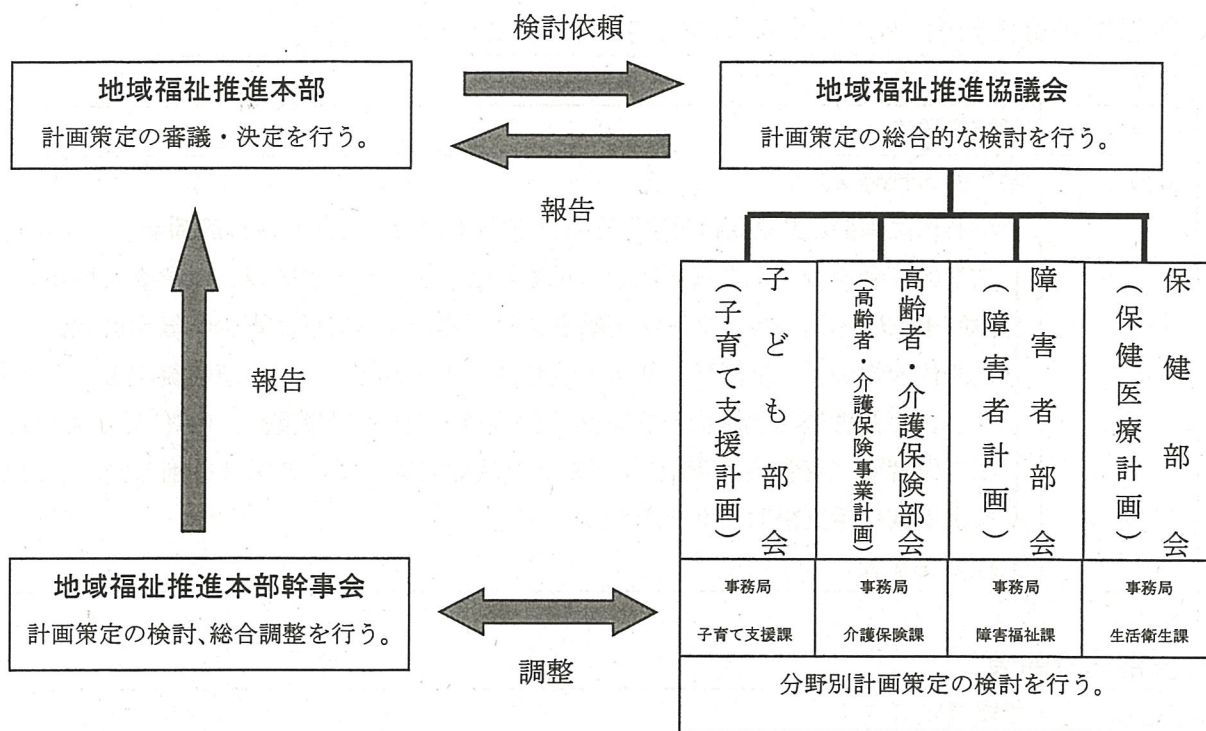
28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
		地域福祉保健計画					
		地域福祉保健の推進計画					
子育て支援計画							
		高齢者・介護保険事業計画					
		障害者計画					
		保健医療計画					
	基本構想実施計画						
基本構想							

5 検討体制

本計画の検討は、地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する。また、推進本部の下に置く幹事会において、必要な検討、調整を行う。

なお、分野別計画策定の具体的な検討を行うため、協議会の下に 4 つの分野別検討部会（以下「部会」という。）を設置する。地域福祉保健の推進計画については、部会を設置せず、協議会において検討を行う。

※ 子ども部会は、他の分野別計画との調整を図り、必要に応じて設置を検討する。



地域福祉推進本部

本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、危機管理室長、区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、子ども家庭部長、保健衛生部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、職員課長

地域福祉推進本部幹事会

幹事長	福祉部長
副幹事長	子ども家庭部長、保健衛生部長
幹事	企画課長、防災課長、福祉政策課長、福祉施設担当課長、高齢福祉課長、認知症・地域包括ケア担当課長、障害福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、国保年金課長、高齢者医療担当課長、子育て支援課長、幼児保育課長、子ども施設担当課長、子ども家庭支援センター所長、生活衛生課長、健康推進課長、予防対策課長、保健サービスセンター所長、学務課長、教育指導課長、児童青少年課長、教育センター所長、文京区社会福祉協議会事務局次長

地域福祉推進協議会（任期：平成28年4月から平成30年3月まで）

会長	学識経験者 1 人
副会長	学識経験者 4 人
委員	<p>関係団体推薦 20 人</p> <p>（小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会、文京区町会連合会、文京区社会福祉協議会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区障害福祉団体連合会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区青少年健全育成会、文京区女性団体連絡会、文京区私立幼稚園連合会、文京区話し合い員連絡協議会、文京区介護サービス事業者連絡協議会、文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）、文京区私立保育園（慈愛会保育園）、文京区知的障害者（児）の明日を創る会、パセリの会、文京地域生活支援センターあかり</p> <p>公募区民 9 人</p>

分野別検討部会

部会長	学識経験者 1 人
部会員	地域福祉推進協議会委員及び地域福祉に係る分野の関係者

6 基本理念及び基本目標

国の動向を注視しつつ、高齢者・障害者・子どもなど、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、文京区版地域包括ケアシステムの構築に向け、現行計画（別紙のとおり）の見直しを検討する。

7 策定スケジュール（予定）

- 平成29年4月 検討開始
- 6月 平成29年6月議会報告（新たな地域福祉保健計画の策定について）
- （7月 平成29年7月議会報告（検討状況の報告））
- ※ 平成28年度実績報告については7月開催予定の地域福祉推進協議会における議論終了後に、議会へ資料送付を予定。
- 9月 平成29年9月議会報告（検討状況の報告）
- 11月 平成29年11月議会報告（中間のまとめの報告）
- 12月 パブリックコメント
- 平成30年2月 平成30年2月定例議会報告（最終案の報告）
- 3月 計画策定

基本理念

○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○ 区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○ 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。